

証券コード：3558

平成 29 年 5 月 10 日

## 株 主 各 位

東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号  
グラスシティ元代々木 8 階  
株式会社ロコンド  
代表取締役 田中 裕輔

### 第 7 回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第 7 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使いただくことが可能です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 29 年 5 月 25 日（木曜日）の午後 7 時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日時 平成 29 年 5 月 26 日（金曜日） 午後 4 時 00 分
2. 場所 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号 グラスシティ元代々木 8 階 本社会議室
3. 目的事項
  - 【報告事項】 第 7 期（平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
  - 【決議事項】
    - 第 1 号議案 定款の一部変更の件
    - 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3 名選任の件
    - 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
    - 第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件
    - 第 5 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
    - 第 6 号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

(添付書類)

## 事業報告

〔平成28年3月1日から〕  
〔平成29年2月28日まで〕

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、政府による経済政策、金融政策等により企業収益、雇用環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調であるものの、中国経済の下振れ懸念などにより先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、当社は「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、事業に取り組んでいます。「自宅で試着、気軽に返品」の靴とファッションの通販サイト、「LOCONDO.jp」を軸とするECサービスにおいては、物流倉庫の増床及びオペレーションの向上、取扱いブランドの拡充、通販サイト「LOCONDO.jp」の改善によるユーザー満足度の向上などを実施して参りました。また、出店ブランドや百貨店に対し、当社プラットフォームを活用しながら「複数チャネル間での『在庫シェアリング』モデルを通じ、EC売上の最大化とオムニ戦略の実現を『ワンストップ』で提供する」ことを目指す各種プラットフォームサービスにつきましても、導入社数の増強を図っております。

これらの結果、プラットフォームサービスを含む商品取扱高（返品前）は10,293,030千円（前年同期比10.2%増）、商品取扱高（返品後）は8,022,588千円（前年同期比23.3%増）となり、売上高につきましても2,893,915千円（前年同期比29.9%増）となりました。

商品取扱高の増加に伴う変動費の増加と広告宣伝費の効率的な運用により、販売費及び一般管理費は2,244,951千円（前年同期比8.2%増）となり、営業利益は193,357千円（前期営業損失△208,544千円から401,902千円増加）、経常利益は195,826千円（前期経常損失△207,295千円から403,121千円増加）、また繰延税金資産103,119千円を計上したことにより当期純利益は298,496千円（前期当期純損失△209,763千円から508,259千円増加）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は40,691千円であります。その主な内容は、物流倉庫設備11,738千円、ソフトウェア28,108千円であります。

#### (3) 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額200,000千円の当座貸越契約を

締結しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別			
	第 4 期 平成 26 年 2 月期	第 5 期 平成 27 年 2 月期	第 6 期 平成 28 年 2 月期	第 7 期 (当事業年度) 平成 29 年 2 月期
売上高 (千円)	1,093,138	1,693,376	2,227,833	2,893,915
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△516,378	△633,833	△207,295	195,826
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	△517,614	△635,223	△209,763	298,496
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△17,269.94	△1,059.70	△349.93	182.17
総資産 (千円)	496,902	585,460	1,682,222	2,189,622
純資産 (千円)	23,283	△111,940	979,304	1,277,800
1 株当たり純資産額 (円)	△17,307.31	△927.19	△764.71	300.68

注 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 平成 28 年 11 月 16 日付けで普通株式 B7,313 株、A 種優先株式 71,935 株、B 種優先株式 36,893 株、C 種優先株式 25,000 株、D 種優先株式 38,518 株及び E 種優先株式 10,000 株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式 A を 189,659 株交付しております。なお、平成 28 年 11 月 22 日開催の取締役会で会社法第 178 条の規定に基づき普通株式 B、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式及び E 種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。また、平成 28 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款を変更し、普通株式 A は全て普通株式となっております。
- 平成 29 年 1 月 4 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っておりますが、第 5 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)を算定しております。
- 「1 株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数により算出しております。
- 「1 株当たり当期純利益」又は「1 株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 当社が対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、ファッション EC 市場の順調な伸長を背景に、大手事業会社による当分野への市場参入および事業強化により、競争の厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下におきまして、当社の掲げるビジョンである「業界に革新を、お客さまに自由を」を実現させるべく、以下の課題に取り組んで参ります。

① 全国的な知名度の向上

主にオンライン広告を通じ、当社の知名度は徐々に浸透して参りましたが、今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、当社サービスの要諦である「自宅

で試着、気軽に返品」コンセプトをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。ユーザーに対する調査によると試着できる通販サイトの存在の認知度は低い反面、その利用意向は高いと考えられ、今後におきましては、費用対効果を慎重に検討した上で、当社サービス内容まで含めて伝わるような広告宣伝やプロモーション活動を強化して参ります。

② システム及び物流機能の強化

当社の主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、商品の取扱高の増加に合わせた物流機能の強化が重要であると認識しております。今後におきましては、引き続き、システムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んで参ります。

③ オムニ戦略基盤の強化

当社は、オムニ戦略の要諦とは、リアル店舗及び EC 間での「在庫の一元化」及び「売上・会員情報の一元化」であると認識しております。「在庫の一元化」は当社が提供しているプラットフォームサービスによって実現できている反面、リアル店舗と EC 間での「売上・会員情報の一元化」を実現するためのサービスは提供できておりません。今後は店舗でも利用でき、かつ、EC と共通化されている POS システムや決済サービスを提供することによって、各ブランドのオムニ戦略を「ワンストップ型」で提供して参りたいと考えております。さらに、店舗在庫をリアルタイムで管理できるようにすることによって、今後の新規事業の可能性が生まれると考えており、オムニ戦略基盤を活用した新規サービスの開発に取り組んで参ります。

④ 「MANGO」による、EC サービスとプラットフォームサービスの強化

当社は、スペイン発のグローバルブランドである「MANGO」の独占販売権を取得し、マーチャンダイジング等を含めた、国内事業を一任されることになりましたが、「MANGO」のブランディング及び、国内事業の生産性の向上が必要であると認識しております。今後は「LOCONDO.jp」において「MANGO」のプロモーションを積極的に展開し、「MANGO」ブランドの認知度を向上させ EC サービスの販売強化を図ります。また、当社が提供するプラットフォームサービスを積極的に導入することで生産性の向上を図り、ベストプラクティスとすることで、他のブランドへのプラットフォームサービスの提供を加速させて行きたいと考えております。

⑤ 商品展開の強化

インターネットによるファッション通販市場は、今後も更に拡大していくことが見込まれると同時に、その競合環境はより一層激しさを増すものと予想されます。その

なかで、当社が更なる事業拡大を実現するためには、「自宅で試着、気軽に返品」コンセプトを基軸に、これまでの主要商品である靴や鞄以外に衣料品まで含めたユーザーのトータル・コーディネートに対するニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。衣料品は当社にとっては新たな商品カテゴリではありますが、これまでに構築してきた各ブランドとの関係を活用し、魅力的な品揃えを実現することができるよう努めて参ります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織力の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の確立にあたり、優秀な人材の確保およびその定着を図ることは引き続き、重要であると考えております。そのため、当社は継続的な採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めて参ります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育・育成を進めていく方針であります。

⑦ 内部統制による業務の標準化と効率化

今後の事業拡大にあたり、業務の標準化と効率化の徹底が、継続的な成長を左右するものと考えております。このため内部牽制体制の強化を通じ、コンプライアンスの徹底だけでなく、統制活動を通じて業務効率の改善を進めて参ります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成 29 年 2 月 28 日現在）

「業界に革新を、お客さまに自由を」という経営理念の下、「自宅で試着、気軽に返品」できる靴とファッションの通販サイト「LOCONDO.jp」を軸とする EC サービス、また EC サービスで構築した IT・物流インフラ等を共有・活用したプラットフォームサービスの 2 つを運営しております。

(8) 主要な営業拠点等（平成 29 年 2 月 28 日現在）

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区元代々木町 3 0 番 1 3 号
物流センター	東京都江東区南砂 7 - 1 2 - 4

(9) 従業員の状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
67 名	1 名減	32.5 歳	2 年 6 ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員については除外しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000 千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成 29 年 3 月 7 日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（平成 29 年 2 月 28 日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 16,984,000 株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 4,246,360 株

(3) 株主数

普通株式 19 名

(4) 大株主（上位 10 名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社アルペン	770,369	18.1
アント・リード・グローバル投資事業有限責任組合	722,720	17.0
ジャフコSV4 共有投資事業有限責任組合	500,000	11.8
テクノロジーベンチャーズ 2 号投資事業有限責任組合	474,320	11.2
アント・リード 2 号投資事業有限責任組合	397,160	9.4
WiL Fund I, L.P.,	342,560	8.1
田中 裕輔	226,580	5.3
Sparrowhawk Partners, Inc.	200,000	4.7
秋里 英寿	168,600	4.0
みずほキャピタル第 3 号投資事業有限責任組合	154,160	3.6

（注）自己株式は所有しておりません。

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）

回号	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 5 回新株予約権
	平成 24 年 8 月 17 日 取締役会発行決議	平成 25 年 9 月 27 日 取締役会発行決議	平成 26 年 11 月 4 日 取締役会発行決議	平成 27 年 11 月 25 日 取締役会発行決議
発行日	平成 24 年 8 月 28 日	平成 25 年 10 月 30 日	平成 26 年 11 月 19 日	平成 27 年 11 月 27 日
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償	100 円
役員の保有状況	取締役 (社外取締役除く) 540 個 (2 名)	取締役 (社外取締役除く) 300 個 (2 名) 監査役 120 個 (1 名)	取締役 (社外取締役除く) 1,870 個 (3 名) 監査役 30 個 (1 名)	取締役 (社外取締役除く) 9,965 個 (3 名)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 (新株予約権 1 個当たり 20 株)			
行使価格	新株予約権 1 個当たり 11,680 円 (1 株当たり 584 円)	新株予約権 1 個当たり 17,515 円 (1 株当たり 876 円)	新株予約権 1 個当たり 20,000 円 (1 株当たり 1,000 円)	新株予約権 1 個当たり 25,000 円 (1 株当たり 1,250 円)
新株予約権の行使時に 払い込みをすべき金額	1 個当たり 11,680 円	1 個当たり 17,515 円	1 個当たり 20,000 円	1 個当たり 25,000 円
新株予約権の行使期間	自平成 26 年 8 月 29 日 至平成 34 年 6 月 28 日	自平成 27 年 10 月 31 日 至平成 35 年 8 月 30 日	自平成 28 年 11 月 20 日 至平成 36 年 9 月 19 日	自平成 27 年 11 月 28 日 至平成 37 年 9 月 27 日
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>・新株予約権者は当社がいずれかの金融商品取引所に上場している場合にのみ新株予約権の権利を行使することができる。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ul>			

(注) 平成 24 年 8 月 17 日及び平成 25 年 9 月 27 日取締役会発行決議で付与している新株予約権は全て取締役及び監査役就任前に付与されたものであります。

平成 27 年 11 月 25 日取締役会発行決議で付与している新株予約権は、平成 27 年 11 月 28 日以降平成 37 年 11 月 27 日までに終了するいずれかの会計年度において、甲の計算書類に記載された同期の損益計算書における営業利益の額（以下「目標指標」という。）が 50,000,000 円を超えた場合に限り行使可能となります。

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して、職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	第7回新株予約権
発行決議	平成28年5月17日
新株予約権の数	2,320個
交付人数 当社使用人	36名
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	46,400株 (新株予約権1個当たり20株)
行使価格	新株予約権1個当たり30,000円 (1株当たり1,500円)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり30,000円 (1株当たり1,500円)
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月1日 至 平成38年3月31日

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成29年2月28日現在）

平成27年2月27日付発行の当社第4回新株予約権の内容は次のとおりであります。

名称	第4回新株予約権
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の数	500個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	10,000株
行使価格	1個当たり20,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり20,000円
新株予約権の行使期間	当社がいずれかの金融商品取引所に 上場した日から3ヵ月を経過した日 から、平成36年12月27日まで
付与対象者	野村證券株式会社

#### 4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田中 裕輔	代表取締役	
田村 淳	取締役	

藤樹 賢司	取締役	
田村 達裕	取締役	
平野 正雄	取締役	
前田 晴美	監査役	
中森 真紀子	監査役	中森公認会計士事務所 所長
廣田 聡	監査役	HCA 法律事務所代表弁護士

(注 1) 取締役平野正雄氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(注 2) 監査役中森真紀子氏及び廣田聡氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(注 3) 監査役中森真紀子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注 4) 取締役平野正雄氏は平成 28 年 8 月 15 日開催の臨時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。

(注 5) 平成 28 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会において定款の変更が行われ、(株式譲渡の制限)が削除されました。これに伴い会社法第 332 条第 7 項第 3 号により、取締役 9 名(田中裕輔氏、田村淳氏、藤樹賢司氏、田村達裕氏、鈴木智也氏、河野純一郎氏、小沼晴義氏、白鳥明氏、平野正雄氏)が当該臨時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任となりました。

(注 6) 平成 28 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会において定款の変更が行われ、(株式譲渡の制限)が削除されました。これに伴い会社法第 336 条第 4 項第 4 号により、監査役 3 名(前田晴美氏、中森真紀子氏、廣田聡氏、)が当該臨時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任となりました。

(注 7) 取締役田中裕輔氏、田村淳氏、藤樹賢司氏、田村達裕氏、平野正雄氏、監査役前田晴美氏、中森真紀子氏、廣田聡氏は平成 28 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会において取締役又は監査役に選任され、就任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (1 名)	50,824 千円 (1,050 千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	6,900 千円 (2,100 千円)
合 計 (うち社外役員)	9 名 (3 名)	57,724 千円 (3,150 千円)

(注)平成 28 年 5 月 27 日開催の第 6 回定時株主総会において、取締役の報酬を年額 300,000 千円以内、監査役の報酬限度額を年額 30,000 千円と決議いただいております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき、社外取締役および監査役の全員との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ①社外役員の重要な兼職先との関係

監査役中森真紀子氏は、中森公認会計士事務所所長であります。当社と中森公認会計士事務所には特別の利害関係はありません。

監査役廣田聡氏は、HCA 法律事務所代表弁護士であります。当社と HCA 法律事務所には特別の利害関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 平野正雄

取締役就任後に開催された取締役会 14 回のうち 13 回に出席し、重要な経営事項その他会社の体制に関する事項について、必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 中森真紀子

当事業年度開催の取締役会 20 回のうち 19 回及び、監査役会 20 回のうち 19 回に出席し、主に経理・財務に関する意見を述べております。

社外監査役 廣田聡

監査役就任後に開催された取締役会 17 回及び、監査役会 17 回の全てに出席し、主に法務に関する意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	16,500 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人からの監査計画、監査時期や報酬見積りの算出根拠などを確認し、過年度の監査契約と実績の状況及び監査報酬の推移を踏まえ、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2項第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等について対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人がその職務の執行に支障がある場合等、その必要があるかと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、適正かつ適法な企業活動を目指しております。

平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第7期事業年度において内部監査につきましては、監査、報告の独立性を確保したうえで、代表取締役により指名された管理部管理職（1名）が内部監査担当者を兼務しており、また管理部の監査につきましては、管理部以外の部門の管理職が担当しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務活動が、法令、定款及び諸規定に基づき適切かつ合理的に遂行され、経営目的達成に適切かつ効率的に機能しているかを確認し、監査結果について代表取締役に報告すると共に、業務改善・能率向上のために必要な助言・勧告をしております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

また、内部監査人と監査役は、定期的に適宜会合を持ち、内部監査計画及び監査結果等について報告するとともに、両者の監査にとって必要な情報や意見の交換を行っております。さらに、内部監査人と監査役は定期的に会計監査人と会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、三者間で必要な情報や意見の交換を行うことにより、連携を図っております。

そして、このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めるとともに、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
  - (b) 取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
  - (c) 内部監査人を設置して、取締役及び使用人の法令遵守状況について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - (d) 監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。
  
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。
  
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。代表取締役を全社的なリスク管理の最高責任者としたリスク管理体制を構築する。
  - (b) 不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
  
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
  - (b) 取締役会は月に 1 回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行う。
  
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するための基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、管理部経理・財務チームに監査業務を補助させる。
  - (b) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告する。
  - (b) 監査役会は、必要に応じて、取締役、内部監査人等の使用人その他の者に対して報告を求める。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - ・ 監査役は、内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 当社は、反社会的勢力の排除を基本方針に掲げ、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備するとともに、外部の専門機関との連携を図る。
- (10) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務基盤を強固にするとともに競争力を確保し、積極的に事業拡大を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。
- 今後の配当政策としましては、健全な財務体質の維持及び収益力の強化や事業基盤の整備に備えるための内部留保を勘案したうえで、株主への利益還元の実施を基本方針としておりますが、現時点では今後の配当実施の可能性、実施時期については未定であります。

## 貸借対照表

(平成 29 年 2 月 28 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,831,731</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>911,822</b>
現金及び預金	946,269	買掛金	51,798
売掛金	299,021	受託販売預り金	311,726
商品	374,818	短期借入金	200,000
貯蔵品	3,898	リース債務	3,917
前渡金	24,149	未払金	231,799
前払費用	51,883	未払費用	53,365
未収入金	21,545	未払法人税等	450
繰延税金資産	103,119	前受金	20,913
その他	7,025	預り金	2,074
<b>固 定 資 産</b>	<b>357,890</b>	ポイント引当金	4,914
有形固定資産	<b>18,095</b>	その他	30,863
建物	4,685	<b>負債合計</b>	<b>911,822</b>
工具、器具及び備品	30,426	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	16,530	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,276,778</b>
減価償却累計額	△33,547	資本金	100,000
無形固定資産	<b>54,730</b>	資本剰余金	<b>878,282</b>
商標権	880	その他資本剰余金	878,282
ソフトウェア	53,849	利益剰余金	<b>298,496</b>
投資その他の資産	<b>285,064</b>	その他利益剰余金	298,496
敷金及び保証金	267,351	新株予約権	<b>1,021</b>
長期前払費用	17,713	<b>純資産合計</b>	<b>1,277,800</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,189,622</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,189,622</b>

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

自 平成 28 年 3 月 1 日  
至 平成 29 年 2 月 28 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,893,915
売 上 原 価		455,606
売 上 総 利 益		2,438,309
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,244,951
営 業 利 益		193,357
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
為 替 差 益	1,552	
物 品 売 却 益	1,783	
そ の 他	29	3,387
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	832	
そ の 他	86	918
経 常 利 益		195,826
税 引 前 当 期 純 利 益		195,826
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	450	
法 人 税 等 調 整 額	△103,119	△102,669
当 期 純 利 益		298,496

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

自平成 28 年 3 月 1 日

至平成 29 年 2 月 28 日

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	100,000	—	1,088,045	△209,763
当期変動額				
欠損填補			△209,763	209,763
当期純利益				298,496
株主本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△209,763	508,259
当期末残高	100,000	—	878,282	298,496

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	978,282	1,021	979,304
当期変動額			
欠損填補	—		—
当期純利益	298,496		298,496
株主本以外の項目の当期変動額(純額)			—
当期変動額合計	298,496	—	298,496
当期末残高	1,276,778	1,021	1,277,800

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
----	--------

工具、器具及び備品	3年～10年
-----------	--------

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
-----	-----

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

ポイント引当金

将来のポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のために基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計方針の変更に関する注記)

平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日）を当事業年度より適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金	22,500 千円
計	22,500 千円

銀行信用状発行の担保に供しております。

2. 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく借入実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000 千円
借入実行残高	200,000 千円
	— 千円

(損益計算書に関する注記)

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 78,630 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	—	4,246,360 株	—	4,246,360 株	注 3. 4
普通株式 A	22,659 株	189,659 株	212,318 株	—	注 1. 3
普通株式 B	7,313 株	—	7,313 株	—	注 1. 2
A 種優先株式	71,935 株	—	71,935 株	—	注 1. 2
B 種優先株式	36,893 株	—	36,893 株	—	注 1. 2
C 種優先株式	25,000 株	—	25,000 株	—	注 1. 2
D 種優先株式	38,518 株	—	38,518 株	—	注 1. 2
E 種優先株式	10,000 株	—	10,000 株	—	注 1. 2
合計	212,318 株	4,436,019 株	401,977 株	4,246,360 株	

注 1：平成 28 年 11 月 16 日付で普通株式 B 7,313 株、A 種優先株式 71,935 株、B 種優先株式 36,893 株、C 種優先株式 25,000 株、D 種優先株式 38,518 株及び E 種優先株式 10,000 株を自己株式として取得するのと引き換えに普通株式 A 189,659 株を交付しております。

注 2：平成 28 年 11 月 22 日開催の取締役会で会社法第 178 条の規定に基づき普通株式 B、A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式及び E 種優先株式を消却することを決議し、同日付で消却しております。

注 3：平成 28 年 11 月 29 日開催の臨時株主総会の決議に基づき定款を変更し、普通株式 A は全て普通株式となっております。

注 4：平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 29 年 1 月 4 日付で普通株式 1 株につき 20 株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は 4,034,042 株増加し、4,246,360 株となっております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い預金等に限定しており、資金調達については銀行借入金によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約及び取引基本契約に係るものであり、差入先の債務不履行による信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）

営業債権については、顧客毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に対応を行う体制としております。

敷金及び保証金については、差入先の信用状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

買掛金、受託販売預り金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提状況等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	946,269	946,269	—
(2) 売掛金	299,021	299,021	—
(3) 未収入金	21,545	21,545	—
(4) 敷金及び保証金	245,501	246,505	1,003
資産計	1,512,339	1,513,343	1,003
(1) 買掛金	51,798	51,798	—
(2) 受託販売預り金	311,726	311,726	—
(3) 短期借入金	200,000	200,000	—
(4) リース債務 (※)	3,917	3,917	—
(5) 未払法人税等	450	450	—
(6) 未払金	231,799	231,799	—
(7) 未払費用	53,365	53,365	—
負債計	853,056	853,056	—

※ 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切なレートで割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 受託販売預り金、(3) 短期借入金、(4) リース債務、 (5) 未払法人税等、(6) 未払金、(7) 未払費用

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

敷金及び保証金	21,850 千円
---------	-----------

敷金及び保証金の一部については、返還時期が確定していないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）敷金及び保証金」には含めておりません。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ポイント引当金	1,516 千円
たな卸資産評価損	26,199 千円
未払金	1,471 千円
繰越欠損金	1,031,155 千円
その他	19,165 千円
繰延税金資産計	1,079,508 千円
評価性引当額	△976,389 千円
繰延税金資産の純額	103,119 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	35.36%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.27%
住民税均等割	0.23%
評価性引当額の増減	△120.80%
実効税率変更の影響	30.10%
その他	2.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△52.43%

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として物流拠点における什器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 2. 固定資産の減価償却方法 ③リース資産に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社アルペン	(被所有)直接 18.1	サイトの運営受託	EC サイト受託手数料	52,315	受託販売預り金	67,132

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. EC サイト受託手数料については、一般の取引と同様に交渉の上、決定しております。なお、取引金額については、受託販売手数料部分のみであるため、期末残高に比べて金額が少なくなっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 300円68銭

2. 1株当たり当期純利益 182円17銭

当社は、平成29年1月4日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 公募増資

平成29年2月2日及び平成29年2月16日開催の取締役会において、下記のとおり公募による新株式の発行を決議し、平成29年3月6日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は886,324千円、発行済株式総数は5,170,360株となっております。

① 募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

② 発行する株式の種類及び数：普通株式 924,000株

③ 発行価格：1株につき 1,850円

一般募集はこの価格にて行いました。

④ 引受価額：1株につき 1,702円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤ 払込金額：1株につき 1,411円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成29年2月16日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥ 資本組入額：1株につき 851円

⑦ 発行価額の総額： 1,303,764千円

⑧ 資本組入額の総額： 786,324千円

⑨ 払込金額の総額： 1,572,648千円

⑩ 払込期日：平成29年3月6日

⑪ 資金の用途：主に当社認知度向上のための広告宣伝費、物流機能の増強に係る設備資金、既存事業強化のための運転資金に充当する予定です。

2. 第三者割当増資

平成29年2月2日及び平成29年2月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式236,300株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次の通り決議し、平成29年4月4日に払込が完了しました。

この結果、資本金は1,087,415千円、発行済株式総数は5,406,660株となっております。

① 募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）

② 発行する株式の種類及び数：普通株式 236,300株

③ 割当価格：1. 公募増資④引受価額と同一であります。

④ 払込金額：1. 公募増資⑤払込金額と同一であります。

- ⑤ 資本組入額：1株につき 851円
- ⑥ 割当価額の総額： 437,155千円
- ⑦ 資本組入額の総額： 201,091千円
- ⑧ 払込金額の総額： 402,182千円
- ⑨ 払込期日：平成29年4月4日
- ⑩ 割当先：野村証券株式会社
- ⑪ 資金の用途：1. 公募増資⑪資金の用途と同一であります。

**独立監査人の監査報告書**

平成29年4月7日

株式会社 ロ コ ン ド

取締役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井 上 隆 司 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 裕 之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロコンドの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年2月2日及び平成29年2月16日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議し、平成29年3月6日に払込が完了している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる株式の売出しに関連して第三者割当による新株式の発行を決議し、平成29年4月4日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 28 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までの第 7 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 4 月 13 日

株式会社ロコンド

常勤監査役 前 田 晴 美 印

監 査 役 中 森 真 紀 子 印

監 査 役 廣 田 聡 印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分です)

現行	改定案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>《削除》</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第16条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<u>ならびに監査等委員会</u></p>

現行	改定案
<p>(員数) 第 17 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。</p> <p>《新設》</p> <p>(選任方法) 第 18 条 (1) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) (条文省略) (3) (条文省略)</p> <p>(任期) 第 19 条 (1) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>《新設》 (2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>《新設》</p>	<p>(員数) 第 17 条 (1) 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> は、9 名以内とする。 (2) 当会社の <u>監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第 18 条 (1) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>(2) (現行通り) (3) (現行通り)</p> <p>(任期) 第 19 条 (1) 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(3) <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(4) <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとす</u></p>

現行	改定案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>《新設》</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>《新設》</p>	<p><u>る。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条</p> <p>(1) 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員であるものを除く) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員であるものを除く) の中から<u>取締役</u> 会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条 (現行通り)</p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第 22 条</p> <p><u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条</p> <p>(1) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 24 条</p> <p><u>(1) 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、</u></p>

現行	改定案
<p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>《新設》</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>《新設》</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の、職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p><u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p><u>(取締役への委任)</u></p> <p>第 26 条</p> <p><u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条 (現行通り)</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 28 条</p> <p><u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の、職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 30 条 (現行通り)</p>

現行	改定案
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第27条</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第28条</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(1) 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p><u>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ</u></p>	
<p><u>とができる株主の議決権の3分の1以上を</u></p>	
<p><u>有する株主が出席し、その議決権の過半数</u></p>	
<p><u>をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第29条</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(1) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す</u></p>	
<p><u>る事業年度のうち最終のものに関する定時</u></p>	
<p><u>株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし</u></p>	
<p><u>て選任された監査役の任期は、退任した監</u></p>	
<p><u>査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第30条</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役</u></p>	
<p><u>を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第31条</u></p>	<p>《削除》</p>
<p><u>(1) 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで</u></p>	
<p><u>に各監査役に対して発する。ただし、緊急</u></p>	
<p><u>の必要があるときは、この期間を短縮する</u></p>	
<p><u>ことができる。</u></p>	
<p><u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手</u></p>	
<p><u>続きを経ないで監査役会を開催することが</u></p>	

現行	改定案
<p><u>できる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 32 条</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 33 条</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 34 条</u>  <u>(1) 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u>  <u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人  第 35 条～第 36 条（条文省略）</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 37 条</u>  <u>会計監査人の報酬等は、取締役会において監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>《削除》</p> <p>第 5 章 会計監査人  第 31 条～第 32 条（現行通り）</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 33 条</u>  <u>会計監査人の報酬等は、取締役会において監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行	改定案
第7章 計算 第38条～第41条（条文省略）  《新設》	第6章 計算 第34条～第37条（現行通り）  <u>附則</u> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>（1）当社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>（2）第7回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社は第1号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては現在の取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職 の状況	所有する 当社株式
1	たなか ゆうすけ 田中 裕輔 (昭和55年12月5日)	平成15年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成23年4月 当社入社 平成23年5月 当社 代表取締役就任（現任）	201,580株
2	ふじき けんじ 藤樹 賢司 (昭和53年12月14日)	平成12年4月 株式会社ワシントン靴店入社 平成23年1月 当社入社 平成28年5月 当社 取締役（現任）	7,500株
3	たむら じゅん 田村 淳 (昭和48年11月30日)	平成9年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成13年9月 公認会計士登録	11,000株

		平成 23 年 10 月 当社入社 管理ディレクター就任 (現任)	
		平成 26 年 5 月 当社 取締役 (現任)	

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

当社は第 1 号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第 1 号議案「定款の一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職 の状況	所有する 当社株式
1	ひろた きとし 廣田 聡 (昭和 52 年 7 月 8 日)	平成 14 年 10 月 三井安田法律事務所 (現三井法律事務所) 入所 平成 20 年 8 月 Haynes and Boone LLP 入所 平成 21 年 10 月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社 平成 26 年 4 月 株式会社ビーグリー入社 平成 27 年 4 月 HCA 法律事務所開所 代表弁護士就任 (現任) 平成 27 年 9 月 株式会社ウイルプラスホールディングス取締役 (現任) 平成 28 年 5 月 当社 社外監査役 (現任)	0 株
2	ひらの まさお 平野 正雄 (昭和 30 年 8 月 3 日)	昭和 55 年 4 月 日揮株式会社 入社 昭和 62 年 11 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 平成 5 年 7 月 同社 パートナー 平成 10 年 7 月 同社 日本支社長 平成 19 年 11 月 カーライル・ジャパン・エルエルシーマネージングディレクター 日本共同代表 平成 24 年 1 月 株式会社エム・アンド・アイ 代表取締役社長 (現任) 平成 24 年 4 月 早稲田大学商学大学院教授 (現	0 株

		任) 平成 25 年 1 月 株式会社サイフューズ 監査役 平成 27 年 7 月 デクセリアルズ株式会社 取締役 役 (現任) 平成 28 年 8 月 当社 社外取締役 (現任)	
3	たなか みのる 田中 実 (昭和 37 年 5 月 6 日)	昭和 61 年 4 月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三 菱東京 UFJ 銀行) 入行 平成 13 年 9 月 株式会社デジタルガレージ入社 平成 14 年 7 月 株式会社カカコム 取締役 平成 15 年 4 月 同社取締役 CFO 平成 17 年 7 月 同社取締役副社長 平成 18 年 6 月 同社代表取締役社長 平成 19 年 4 月 株式会社エイガ・ドット・コム取 締役 (現任) 平成 27 年 2 月 株式会社 webCG 取締役 (現任) 平成 28 年 6 月 株式会社カカコム取締役副会 長 (現任)	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 廣田聡氏、平野正雄氏および田中実氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、廣田聡氏、平野正雄氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、田中実氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 廣田聡氏は法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 平野正雄氏は、コンサルティング会社の役員としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって9ヶ月となります。
6. 田中実氏は、ECサービスを営む事業会社の役員として豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、廣田聡氏および平野正雄氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度

として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、田中実氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第1号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式
おおつか のりこ 大塚 則子 (昭和50年12月20日)	平成10年4月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ) 入所 平成13年5月 公認会計士登録 平成26年1月 大塚則子公認会計士事務所 代表就任 (現任) 平成26年6月 武蔵塗料製造株式会社(現武蔵塗料株式 会社) 社外監査役就任(現任) 平成28年3月 公益社団法人 日本プロサッカーリー グ監事就任(現任) 平成28年4月 株式会社ジェイリーグエンタープライ ズ(現株式会社Jリーグホールディング ス) 監査役就任 平成28年4月 株式会社Jリーグメディアプロモーシ ョン監査役就任 平成28年8月 一般財団法人 スポーツヒューマンキャ ピタル 監事就任(現任) 平成29年4月 監査法人フロンティアパートナークラ ウド 社員就任(現任)	0株

(注) 1. 大塚則子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 大塚則子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大塚則子氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識、豊富な経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 大塚則子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成28年5月27日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案のとおり承認可決されることを条件として、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の支給限度額を年額300百万円とし、各当該取締役に対する報酬の具体的金額および支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬（年額150百万円以内）と業績連動報酬（年額150百万円以内）の二つからなるものとします。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれず、業績連動報酬は社外取締役および非常勤取締役には支給しないものとしたいと存じます。なお、第1号議案「定款の一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名となります。

### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

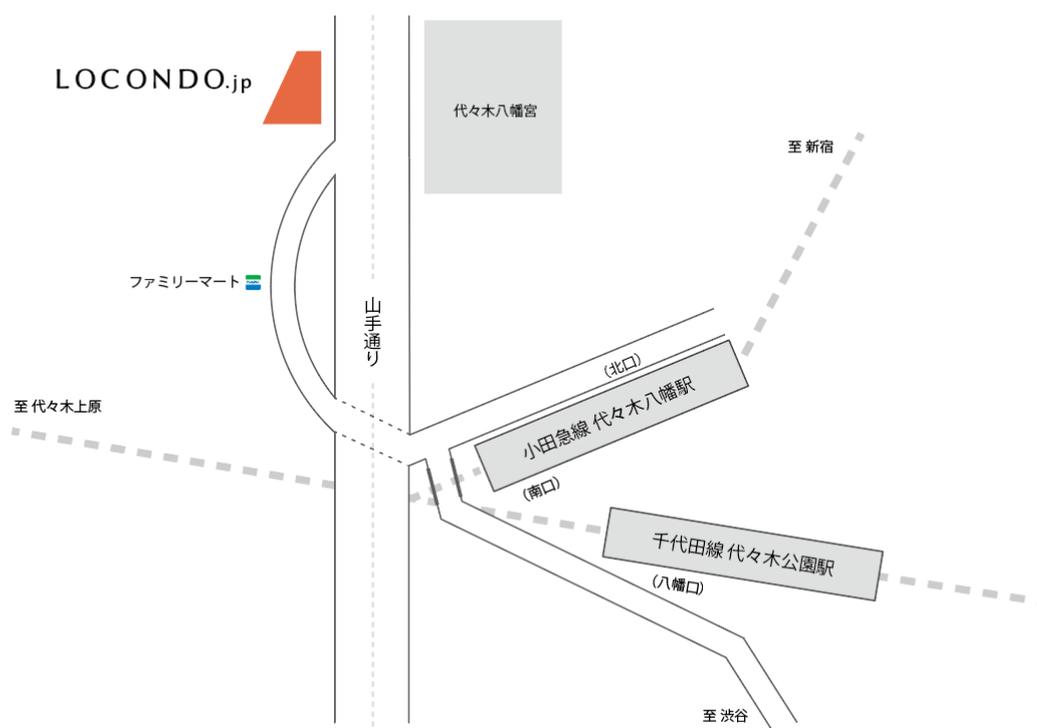
当社は、第1号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第1号議案「定款の一部変更の件」が原案と承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、その配分については、監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。なお、第1号議案「定款の一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上



## 株主総会会場 ご案内図

会場 東京都渋谷区元代々木町30-13  
グラスシティ元代々木 8 F  
本社会議室



◎交通 小田急線 代々木八幡駅 徒歩 5分  
千代田線 代々木公園駅 徒歩 5分